

京都市土地利用調整審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則第12条の規定に基づき、京都市土地利用調整審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開・非公開)

第2条 審査会の会議は（以下「会議」という。）は、公開しない。ただし、公開する必要があると認めた場合はこの限りではない。

(欠席)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(摘録)

第4条 会議については、摘録を作成するものとする。

2 前項の摘録は、委員の氏名その他の個人情報を除き公開するものとする。

(委員の代理)

第5条 委員の代理は認めない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めのない事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月21日から施行する。